別記様式四（第二十二条関係）

名称					
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合	
内容量					
精米時期					
販売者					

備考

［１～９　略］

10　消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、令和三年七月一日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第四十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百二十条及び国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四第九項の規定に基づき、国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令

国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（高額療養費の支給申請に係る特例） **第二十七条の十七**　市町村は、世帯主による高額療養費の支給申請に関する手続について、前条及び次条の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。	（高額療養費の支給申請に係る特例） **第二十七条の十七**　市町村は、世帯主による高額療養費の支給申請に関する手続（高額療養費に係る療養のあつた月の初日において、世帯主及び当該世帯主の世帯に属する被保険者が七十歳に達する日の翌日以後である場合に該当するものに限る。）について、前条及び次条の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。